

個人による寄付の場合

「税額控除」か「所得控除」のいずれかを選択できます。多くの場合「税額控除」の方が有利となりますが、高額所得者の方は「所得控除」の方が有利になる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

税額控除

➡ 寄付から2,000円引いた額の40%が寄付者にバックされます！

$$(寄付金合計額_{※1} - 2,000円) \times 40\% = 寄付金控除額_{※2}$$

※1 年間所得金額の40%が上限 ※2 控除額は所得税額の25%が上限

【もどる所得税の目安】

寄付額	もどる額
1万円	3,200円
3万円	11,200円
5万円	19,200円
10万円	39,200円

例えば、10,000円の寄付の場合、所得税3,200円が戻ります

$$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$$

所得控除

➡ 高額所得者 の場合「所得控除」を選ぶ方が有利になる場合があります。

$$(寄付金合計額_{※1} - 2,000円) = 所得控除額$$

※1 年間所得金額の40%が上限

寄付金控除を受けるには、「税額控除」「所得控除」
いずれも確定申告が必要です※

※確定申告では公益財団法人関西・大阪21世紀協会発行の寄付の領収書（「税額控除の係る証明書」を兼ねる）の添付が必要となります。
※国税庁のホームページ上で、画面の案内にそって簡単に確定申告書類を作成することができます。印刷すればそのまま提出できます。

法人による寄付の場合

特定公益増進法人に対する寄付金について、一般の寄付金損金算入限度額に加え、特別損金算入限度額が設けられ、損金として算入できる額が増えます。損金算入することで法人税の課税対象額が減少します。限度額は、その法人の資本金や所得金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署等にご相談ください。

特定公益増進法人に対して寄付をした場合の損金算入限度額の計算

①特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額 + ②一般の寄付金の損金算入限度額

①特定公益増進法人に対する
寄付金の損金算入限度額

②一般の寄付金の
損金算入限度額

①特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$(資本金等の額 \times 事業年度の月数 / 12 \times 0.375\% + 所得金額 \times 6.25\%) \times 1/2$$

②一般の寄付金の損金算入限度額

$$(資本金等の額 \times 事業年度の月 / 12 \times 0.25\% + 所得金額 \times 2.5\%) \times 1/4$$

①の特別枠が増えることで、②の一般の寄付金損金枠とあわせて、全体の寄付金の損金算入枠が拡大します。

寄付をされた日を含む事業年度の決算時に申告してください。
詳しくは、お近くの税務署等にご相談ください。